

水道料金・下水道（浄化槽）使用料 の **減免** について

令和8年1月から8月まで実施しておりました、水道料金・下水道（浄化槽）使用料の基本料金の免除を 令和8年10月まで **延長** します。

期間

令和8年1月分～令和8年 ~~8~~ ➡ **10** 月分

対象

喜茂別町と給水・排水契約を結んでいる個人及び事業者
※公的機関・施設は除く

注意

- ・ 申込は不要です。
- ・ 超過料金がない場合、納付書の発送及び引落はされません。
- ・ 水道使用水量等のお知らせ(検針票)は投函されます。また、請求が0円の場合「※※※※」と表示されます。

超過料金

免除対象外

基本料金

免除
(一般・大口一種・大口二種)

お問い合わせ

喜茂別町建設課上下水道係

TEL:0136-33-2211
(内線91)